5アワビの漁獲制限

海女には資源を絶やさないため、"口明け"という出漁日を決める制度や、 潜水の日数制限、回数制限、時間制限など、さまざまな制限が決められています。 とくに寸足らずといわれる小さなアワビ、サザエをとることは許されません。

【ロ明け】海女が漁にでる日は、地区(集落)の海女が一斉に出られる日で決め「口を明ける」といいます。海の荒れた日はもちろんですが、地区に不幸ごとがあった日も、口を明けません。その年の漁始めをも「口明け」といい、海女の祭りが行われることもあります。

三重県漁業調整規則

「三重県漁業調整規則」では、アワビの漁について、採捕してはいけない時期(禁止期間)と採捕してはいけない大きさ(体長等の制限)を定めています。

■禁止期間(第37条)

9月15日から12月31日までの期間は アワビを採捕してはならない。

アワビの産卵期は11月頃です。産卵準備中や産卵中のアワビを 捕らないようにしています。

■体長等の制限(第38条)

殻長10.6センチ以下のアワビは 採捕してはならない。

アワビはゆっくりと育つ貝です。殻長10.6センチになるまで約4年かかりますが、この大きさになるとほぼ100%が成熟しています。少なくとも1回以上の産卵を終えて、子貝を残したアワビを採捕していることになります。



海女の水揚げ後に水産研究所の職員が アワビの採寸計量を行い、記録に残して アワビの成長の研究をしています。





